

京都府潜在保健師等の人材活用要領

令和2年11月6日

(趣旨)

第1条 この要領は、保健所における保健衛生業務の体制確保について、食中毒、感染症その他自然災害等の原因により生じる府民の生命、健康の安全を脅かす事態に対し、その発生予防やまん延防止等に迅速かつ的確に対応するため、健康福祉部長が緊急の必要があると認める事案（以下「健康危機事案」という。）に対して保健衛生に関する専門的知識を有する人材を迅速に確保するため、京都府（以下「府」という。）の潜在保健師等を活用することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(府への登録)

第2条 府への登録は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者を、京都府潜在保健師等登録者名簿（様式第2号。以下「登録者名簿」という。）に記載することにより行うものとする。

- (1) 保健師及び看護師の免許を有し、保健衛生業務の経験を有する者
- (2) 満70歳以下の者
- (3) 府の健康福祉行政に貢献する意欲のある者
- (4) 次の各号に掲げる地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 府において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(登録の手続き)

第3条 府への登録は、京都府潜在保健師等登録申込書（様式第1号）により行うものとする。

- 2 府は、前項の申請書の内容を審査し、登録が適当と認められる場合において、登録者名簿を作成するものとする。
- 3 府は、登録者に対し定期的に登録内容を確認するとともに、必要な研修を実施するものとする。
- 4 登録者名簿の管理は、健康対策課において行うこととし、その内容の情報は非公表とする。

(活用方法等)

第4条 健康危機事案の発生時において、府が地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の保健師等を採用しようとする場合は、登録者名簿から人選し、受験勧奨を行うことができるものとする。

(業務内容)

第5条 前条の規定により受験し、採用されたパートタイム会計年度任用職員の保健師等は、健康危機事案の発生時において、保健所が適切な初動対応を円滑に行えるよう、保健衛生業務経験に基づき、次の各号に掲げる現地の支援業務に従事するものとする。

- (1) 災害発生時等における被災地への保健活動の支援調整
- (2) 感染症対策における関係者からの聞き取り調査などの情報収集
- (3) 府民からの健康相談に関する対応
- (4) その他必要とされるもの

(身分の取扱い)

第6条 第4条の規定により採用されたパートタイム会計年度任用職員の保健師等の給与等の勤務条件については、パートタイム会計年度任用職員の勤務条件等に関する要綱で定めるところによる。

(登録の訂正・取り消し)

第7条 府は、登録者について、次の各号に該当する場合には、その登録を取り消すことができる。

- (1) 登録申込書に虚偽の記載があった場合
- (2) 第2条第2号から4号に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (3) 登録者から取り消しの申し出があった場合
- (4) その他登録者に不適切な行為が認められる場合

2 府は、第3条第3項による確認の結果に基づくほか、必要に応じて登録者名簿の内容を訂正し、又は削除することができる。

(個人情報の保護)

第8条 府は、登録者から知り得た個人情報について、京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号）等の関係法令に則し、漏洩、滅失及び棄損の防止その他個人情報の適正な管理に努めるものとする。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、健康対策課が別に定める。